

平成 25 年 3 月 12 日
物 価 統 計 室

小売物価統計調査の品目名の一部見直しについて（案）

1 見直しの主旨

小売物価統計調査の調査品目は、家計調査の調査結果から、国民の消費生活上重要な商品及びサービスを設定している。

小売物価統計調査の調査品目のうち、その名称が個別具体的で意味する範囲が狭いものについて、今後の市場動向の変化等に対し、より柔軟に対応できるよう、品目名の一般化の観点から見直しについて検討を進める。

2 見直しの内容

品目名の見直しに当たっては、対応する家計調査の品目名（収支項目分類）も踏まえつつ、より一般的な名称とする（別紙 1 参照）。

また、名称を一般化した調査品目には、旧品目名を銘柄名として設定する。なお、一部の調査品目では、過去にも同様の主旨の見直しを行った事例がある。

（例）

改正前	改正後	効 果
・ 蛍光ランプ	照明ランプ	L E D 電球を調査可能とした
・ 蛍光照明器具	照明器具	L E D 用の器具を調査可能とした
・ 男子ブリーフ	男子パンツ	トランクスを調査可能とした
・ スリッパ	ランジェリー	キャミソール等を調査可能とした
・ えびフライ	フライ	豚カツ等を調査可能とした

3 留意点

指数品目については、名称の変更による利用者への混乱等を避けるため、特段の変更は行わない。

4 今後の対応

上記の小売物価統計調査の品目名の見直しは、次回の基準改定時に併せて検討する。

小売物価統計調査の品目名の設定基準

次に示す基準に基づいて上位から評価し、該当する品目について品目名を設定することとする。

基準	基準 符号
<p>家計調査の品目名に対応させることで名称が一般化できるものについては、家計調査の品目名に対応させ、旧品目名を銘柄名として設定</p> <p>例：「その他のパン(カレーパン)」、「その他のパン(あんぱん)」、「揚げかまぼこ(さつま揚げ)」</p> <p>ただし、時代の趨勢を反映して、家計調査の品目名にかかわらず一般化する場合がある</p> <p>例：「通話料」「通信料」</p>	1
<p>家計調査の品目に対して、ウエイトを統合して調査品目としているものについては、統合する家計調査の品目名を「・」で続け、旧品目名を銘柄名として設定</p> <p>例：「即席めん・カップめん(即席めん)」</p>	2
<p>万分比5以下の調査品目が家計調査の品目の同一の類下に複数ある場合、当該^(注)品目名を「その他の～」とし、旧品目名を銘柄名として設定</p> <p>例：「その他の鮮魚(いわし)」</p> <p>ただし、単一家計調査の品目に対して、「夏物」「春秋物」、「輸入」「国産」等の属性別に複数の銘柄を設定しているものについては、「その他の～」を設定しない</p>	3 E

万分比5以下という閾値について

ウエイトでみて、品目の30%未満をまとめた場合の閾値は5%以下となる。

(注) 品目名の「その他の～」については、小売物価統計調査と家計調査のバスケット項目が必ずしも一致しないため、家計調査の品目の「他の～」及び「～のその他」と明確に区分けするために用いた。

小売物価統計調査の品目名の見直し（イメージ図）

